

令和4年第2回 大河原町議会定例会（6月会議）

一般質問通告書

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
1番	万波孝子	1. インボイス制度導入について	<p>2019年10月から消費税率が10%に引き上げられたが、この増税に伴い、2023年10月から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されることになっている。</p> <p>インボイスは取引先から「発行してほしい」と言われれば発行しなければならず、法的義務が生じ税務署に登録申請し番号を所轄税務署長に付与してもらわなければならない。</p> <p>現在、消費税法では、年間売上が1,000万円以下であれば消費税は免税となっているが、インボイスが実施されれば、財務省の試算では、免税業者約480万者のうち161万者が新たに課税業者になるとしている。(日本共産党宮本徹衆議院議員に答弁)この中には商店や町工場の自営業者だけでなく、農家や大工の1人親方等様々な職種の人が入っている。</p> <p>フリーランス約400万人、シルバーセンターやその会員約70万人等インボイスの影響は大きくその数は1,000万人前後にもなる可能性があるといわれている。そこで以下、伺う。</p> <p>(1) 県では、インボイス導入に向けた説明及び研修会を各自治体の担当課の職員を対象に実施しているようだが内容と受け止めについて。</p> <p>(2) 町長は地元事業者の営業と暮らしを守る観点からインボイス導入について、どのように受け止めているか。</p> <p>(3) すでに昨年10月からインボイスを発行するための事業者登録を開始しているが、事業者に対するインボイスの周知はどうなっているのか。</p> <p>(4) インボイス制度の導入に対し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工団体連合会、日本税理士連合会等が「延期」・「中止」、「見直し」「凍結」を表明している。</p> <p>① こうした動きを町長はどう考えるか。</p> <p>② 町長としても中止や延期等を表明し、全国町村長会等にも働きかける等国に声を上げていくべきでないか。</p>
		2. オミクロン株「上気道狭窄」に注意を	<p>オミクロン株感染者に喉の奥が腫れる「上気道狭窄」患者がでており、窒息につながる症状が出ることも懸念されるとして、3月2日、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が注意喚起を公表している。</p> <p>東京都保健医療公社荏原病院耳鼻咽喉科医長の木村百合香医師によると、これまで4,000人以上の新型コロナウイルス感染者を受け入れたが、デルタ株までは「上気道狭窄」につながる症例は1例もなかったが、しかし、オミクロン株陽性の入院患者からは、気道確保の準備をしながら経過を観察したり、</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
1 番	万波孝子	2. オミクロン株「上気道狭窄」に注意を	<p>実際に気管切開による気道確保に至ったりした事例が出ているとのこと。</p> <p>従って陽性で鼻や喉に症状があれば耳鼻咽喉科を受診することを呼びかけている。重症化リスクが低く、全身状態があまり悪くない人にも「上気道狭窄」は起こりえると注意を呼びかけている。そこで以下伺う。</p> <p>(1) 国等から、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が公表している注意喚起に関する情報は届いているのか。</p> <p>(2) 学会が公表をしている注意喚起をどのように受け止めるか。</p> <p>(3) コロナから町民の命を守るためにも中核病院の耳鼻咽喉科等と連携し、町民に情報の提供をしていくべきと考えるがどうか。</p>
		3. 高齢者の補聴器購入に助成を	<p>高齢者の難聴は生活障害だけでなく、認知症発症のリスクとなる可能性も報告されている。</p> <p>特に 70 歳を超えると約半分の人が難聴になり、認知症の約 8 割は難聴の放置が背景にあるとも言われている。</p> <p>こうした状況から補聴器の使用で高齢者の社会参加や介護予防を促進すること等を目的に補聴器購入助成制度を実施する自治体が全国に広がっている。</p> <p>東京都では、江東区他 14 区、北海道美瑛町、沖縄県那覇市等々である。そこで、伺う。</p> <p>(1) 町民からは「補聴器は高額で 20 万円もした。保険適用外なので是非助成してほしい」等々の声が届いている。こうした声をどう受け止めるか。</p> <p>(2) 助成する自治体が広がっていることは、高齢者福祉の充実に必要な施策になっていると言えないか。本町でも助成について前向きに検討していくべきでないか。町長の見解は。</p>
2 番	高橋芳男	1. 太陽光発電パネルの処分体制を	<p>1 番目の質問は、太陽光発電パネルの処分体制であります。</p> <p>一般にも普及の進む太陽光発電パネルだが、耐用年数は 20～30 年ほどで、あと 10 年もすれば順次、寿命となり、年間約 50～80 万トンの使用済みパネルが排出されると見込まれている。</p> <p>使用済みパネルを巡る課題は主に 3 点あるが、第一には撤去・廃棄費用で、数十万円からかかるケースも少なくない。第二にはパネルに含まれる成分の特定の難しさで、鉛やヒ素といった有害物質を含むタイプもあるため、処理が困難なケースもあるという。第三にはパネルの処理体制が整っていない点であり、特にリサイクルや埋め立て処分には、処理能力と保管場所を持つ業者が必要になるが、パネルが</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
2 番	高橋 芳 男	1. 太陽光発電パネルの処分体制を	<p>大量廃棄されれば、不足する可能性がある。そんな中、環境省は今年度から、パネル廃棄の実態調査の範囲を従来のリサイクル・リユース業者に加えて、解体・撤去業者にも拡大している。</p> <p>埼玉県は 20 年、独自にリサイクル業者などと協議会を立ち上げ、業者間で連携してパネルを処理する仕組みを構築し、福岡県では昨年、ネットを活用して使用済みパネルを回収するシステムを開発し、運用している。わが町でも太陽光発電パネルの回収・処分の対策を進めるべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p>
		2. 腎代替療法を選択しやすい体制を	<p>2 番目の質問は腎代替療法を選択しやすい体制であります。</p> <p>腎機能が低下した慢性腎臓病は国内の推計患者数が 1,300 万人で、成人の 8 人に 1 人が該当するとされる。悪化して末期腎不全になると腎代替療法に至るが、その 9 割を占める血液透析の患者数は 2020 年で 34 万人に迫る。</p> <p>腎代替療法は大きく 3 つに分けられる。血液透析は日本で最も実績があるが、通院や飲食などで生活の制約が大きい。一方おなかの中に透析液を注入して体内で血液を浄化する腹膜透析は自宅で行えて、より規制が少ない。腎移植は、ほぼ規制がない。</p> <p>18 年度診療報酬改定では、これらの三つの治療を説明する医療機関への加算が新設、腹膜透析や腎移植に取り組む施設には加算が追加された。20 年度には、腹膜透析や移植の推進に向けて上乘せの加算が手厚くなった。22 年度は、移植の実績があり、日本臓器移植ネットワークに登録された医療機関への加算が追加された。</p> <p>加算を受けるには、他の医療機関に対し、腎代替療法に関する研修を行うといった要件を満たす必要がある。施設間の連携が進むことで、移植を希望する患者が適切な医療機関につながりやすい環境が整う。</p> <p>日本透析医学会理事の中元教授は、「今回の改定で施設間連携が強化されれば、移植を望む患者に適切な医療機関を紹介できるようになる」と期待を寄せている。また、移植は医療費削減にも効果があるとされる。厚生労働省が 20 年 11 月の参議院財政金融委員会で示した機械的な試算によると、患者 1 人あたりの医療費は透析が年間約 480 万円、移植後は同 90 万円となった。患者が自分の希望する医療を受けられるようにするためにも、腎移植を含めた体制作りを推進、または検討するべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p>
		3. 水道管の漏水対策に最新技術を	<p>3 番目の質問は、水道管の漏水対策に最新技術であります。</p> <p>ライフラインの一つとして生活に欠かせない水道の老朽化が問題になっている。</p> <p>愛知県豊田市では水道管総延長約 3,667 キロのう</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
2 番	高橋 芳 男	3. 水道管の漏水対策に最新技術を	<p>ち、法定耐用年数の 40 年を超えた管路は約 557 キロに及ぶ。年間で更新できる長さは 12.5 キロで老朽化のスピードに全く追いついていない。</p> <p>このため、漏水修繕は年間約 900 件にも上っている。水道管の漏水は断水にもつながるため未然に防ぐ必要があるが、調査に膨大な時間と費用を要することがネックになってきた。そのため豊田市は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の衛星「だいち2号」を使用し、撮影した画像を使用した。地球に向けてマイクロ波を放射して得られたものだ。マイクロ波は水道管が通る地下1～2メートルまで浸透し、塩素を含む水道水に当たると、他と異なった反応をする。そのデータが位置情報と共に埋め込まれた画像と、水道管配管データなどと照らし合わせてAIで解析することで、漏水している場所を推定できる。</p> <p>自治体の漏水調査は通常、探知機を使いながら自治体全域を歩く必要があるが、衛星画像を用いた調査では、探知機で調べる範囲を限定することができる。特に負担が大きい中山間地の調査で導入する利点は大きく、20年調査では、探知機なら5年かかるところをわずか7ヵ月と、10分の1近くに短縮でき、費用も大幅に削減され数千万円かかっていたのが数百万円になったという。</p> <p>現在行っている全域調査では、新しいAIシステムの導入により、的中制度を6割に上げることを目標にしており、AIが判定する範囲も直径100メートルに設定し、前回に比べて探知機で調べる範囲を狭くすることで、さらなる期間短縮を狙っている。厚生労働省によると、全国の水道管の総延長は約72万キロで、このうち17.6%に当たる約12.7万キロが法定耐用年数を超えており、19年度に起きた漏水・破損事故は約2万件に達している。</p> <p>漏水による事故を防ぎ、迅速に修繕工事を進めていく為にも、この調査技術の導入を検討すべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p>
3 番	高橋 豊	1. 自治会のデジタル化について	<p>地域活動のデジタル化が新型コロナウイルス感染拡大に伴い全国各地で進められている。コロナ禍の中で集会所の利用や回覧回数を控えるなど各自治会で対策に取り組む中で、SNSの活用など新しい生活様式を取り入れて活動している先進的な自治会がある。</p> <p>今まで紙媒体で保管している資料をデジタル化したデータでクラウドに保管し役員や関係者で情報を共有、そのデータをLINE等で配信することで自治会活動が効率化されて問題のスピード解決に繋がっている。</p> <p>また、SNSによる情報発信で若い世代が自治会活動に参加しやすくなるメリット等ある。</p> <p>デジタルデバインド対策にもなりデジタル化を進めていくうえで必要であると考えます。</p> <p>本町の今後の取り組みについて、以下質問する。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
3 番	高橋 豊	1. 自治会のデジタル化について	<p>(1) 集会所に Wi-Fi を設置すべきと考えるがどうか伺います。</p> <p>(2) 各区長にタブレットを貸与してはどうか伺います。</p> <p>(3) 最初にモデル地区を選定し、試験的に導入してはどうか伺います。</p>
		2. 指定管理者制度について	<p>今回指定管理者となっているNPO法人において不正が発覚した。NPO法人内部の問題とはいえ多額の税金が投入されており、町民も関心が高い。この事件に関しては、町の管理についても問題があったのではないかと考え、以下、質問する。</p> <p>(1) 指定管理者の選定基準及び指定管理者との契約の内容や取り決めについて伺います。</p> <p>(2) 管理について立ち入り調査の実施及び調査内容について伺います。</p> <p>(3) 管理に対する評価についての基準はあるのか伺います。</p> <p>(4) 労働関係法令に定められた規程、書類等が整備されているか確認したか伺います。</p> <p>(5) 今回の問題について改善の指示・指導の内容について伺います。</p> <p>(6) 今回の問題を受けて指定管理者に関しての管理の改善点を伺います。</p> <p>(7) 指定管理者選定に関して公募の予定はあるのか伺います。</p>
4 番	佐藤 暁史	1. インクルーシブなまちづくり	<p>本町は人口も増えてきており、子育て世代、ひとり親世帯、独り暮らし、高齢者、障がい者、様々な町民が暮らしている。白石川右岸にはMTB「S-PARK」が整備され、更に賑わい施設の計画も進んでおり、本町はますます魅力のある町になっていくと考える。新たにこの町に移り住みたいと考える人が増えることも期待できる。しかし人が増えるということは、それだけ様々な属性を持つ人も増えるということである。これから町や議員に対しての要望も多様化してくるであろうと考える。</p> <p>町長の施政方針には社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の推進とある。ソーシャル・インクルージョンとは、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支えあう」という社会政策の理念を表す。またSDGsにある17の目標の3番目に「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
4 番	佐藤 暁史	1. インクルーシブなまちづくり	<p>する」とある。さらに 11 番目の目標には「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」とある。</p> <p>本町でもこの目標を達成し「ひと・まち・桜が咲きほこる先進のまち」を実現するためには、人種、性別、年齢、障がいの有無など、その人が持つ属性により誰一人排除されない「まちづくり」を推進していくことが非常に重要と考えることから以下伺う。</p> <p>(1) これからの多様化する社会に対応するため、インクルーシブな「まちづくり」を推進していく考えはあるか。</p> <p>(2) インクルーシブな「まちづくり」の一環として、実際に車椅子に乗り、本町で「まち歩き」をしてみてもどうか。</p> <p>(3) 本町の福祉分野にもアプリを活用するなど、ICT を積極的に取り入れていく考えはあるか。</p> <p>(4) これから賑わい施設などの公共工事が進められる。設計や計画の段階で小さな子どもを持つ親、そして子ども達、高齢者、障がい者などの声を取り入れることはできないか。</p> <p>(5) 本町の顔でもある役場庁舎。インクルーシブなまちとして、まずは庁舎入口のスロープと玄関を滑らないようにできないのか。</p>
5 番	大沼 忠弘	1. 障害者・知的障害者相談員の復活再考について	<p>令和 2 年度末をもって「大河原町身体障害者相談員設置事業実施要綱」及び「大河原町知的障害者相談員設置事業実施要綱」が廃止となった。昨年度 6 月の定例会において同僚議員が復活を望む質問を行ったが、叶わない回答であった。その後 8 月に身体障害者福祉協会から復活を求める請願が提出され、私も所属する文教厚生委員会へ付託されたが採択には至らなかった。本会議では不採択の結論であったが、一議員として本請願は障害を持つ当事者であったり、その家族による切なる町民の声としてこのまま届かぬ声にしてしまうことは到底看過できない。</p> <p>また、本年度施政方針でも障害者福祉について、多様化する福祉ニーズに対応していくとともに、障がい者に対し総合的な支援が行えるよう、関係機関や事業者と連携を図りながら、サービスの提供に努めてまいります。と明記されている。加えて内閣府で策定している障害者基本計画においては、障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近に対応できるようにするため、相談員の養成・研修を行うとともに、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進する。という記載があるにもかかわらず、養成・研修を一度も行うことなく相談員活動がフォーマットに改善の指摘を続けてきた</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
5 番	大沼忠弘	1. 障害者・知的障害者相談員の復活再考について	<p>報告書の提出で判断されたのか。障害者同士で相談できる貴重な制度の実情を理解してほしかったとの当事者からの声を受けている。</p> <p>相談員の必要性はあり、また本町の福祉への取り組む姿勢として再考すべきであると受け止めていることから以下伺う。</p> <p>(1) あらためて廃止の理由を問う。</p> <p>(2) 身体障害者福祉協会から請願が出されたことについてはどう受け止めているか。</p> <p>(3) 当事者からの復活を求める声に耳を傾けるべきと考えるがどうか。</p>
		2. 学校給食について	<p>長引くコロナ禍、加えて紛争、政情不安等による物価の高騰で学校給食にも少なからず影響が及んでいる事から文科省は4月5日、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」と題する事務連絡を通知した。これによれば自治体の判断により増額分の負担を国が支援することが可能となった。</p> <p>また、黙食が推奨されることから、仲間同士で顔を合わせ、会話しながら食事ができない状況に児童生徒たちはどう感じているであろう。しかしながら反面、前を向いて無言で食べることで食事に集中して残食が減ることにつながったというような、とある調査結果も目にした。</p> <p>黙食を前向きな食育のチャンスとしてとらえている事例もあるようである。給食も学校教育、生活習慣指導の一環であることから学校給食の状況について以下伺う。</p> <p>(1) 原材料費や光熱費等の高騰に伴う影響はどうなっているか、給食費に及ぼす影響は。</p> <p>(2) 黙食を行うことによる不都合はあるか。</p> <p>(3) 給食後の歯磨き指導は行っているのか。</p> <p>(4) 本県では毎月第三水曜日を「みやぎ水産の日」と制定し、県内でとれる水産物や水産加工品の消費拡大を目指し、宮城県の水産物を学び食べるきっかけになる日としている。学校給食においては県の取り組みを積極的に取り入れ、献立に反映させることが望ましいと考えるがどうか。</p> <p>(5) 給食を通じた県内産、地元産の食材、生産者への理解を深める指導はどのように行われているか。民間団体ではあるが『気仙沼の魚を学校給食に普及させる会』という団体がある。震災後、気仙沼で水揚げされた魚や気仙沼船籍の漁船が漁獲した魚を学校給食等に使い、地元加工業</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
5 番	大沼忠弘	2. 学校給食について	<p>者と連携をし、身近な環境で生産された「生きた教材」を活用することで、次世代を担う子どもたちに地元水産業への関心を深めてもらい、地域の自然や文化・郷土を愛する心、食への感謝の心を育成する。また食育活動を通じて地産地消の推進を図り気仙沼の優れた魚食文化や基幹産業である水産業の復興に寄与することを目的とする団体である。この団体の活動は非常に注目すべきと考えている。</p> <p>本町でも同様の食育教育に取り組む考えについて伺う。</p>
		3. 食のブランド化を具体的に推進するために	<p>これまでも同僚議員も含め一般質問、予算決算委員会で食のブランド化については度々触れられてきた経過を踏まえた上で取り上げる。ここ数年、食のブランド化についての予算措置としては報償費として商品開発を目指すなどとして6万円が計上される他関連経費だけであったが、コロナ禍であるために施設使用と飲食を伴う事業であるという理由で事業自体ストップしている。コロナ禍にあって飲食業者が苦境に立たされている時だからこそ、売り上げ回復の起爆剤となり得るような新商品開発等に注力すべきではなかっただろうか。</p> <p>本年度町長施政方針においても特産物に関しては、梅、枝豆、たまねぎなどの特産品化の支援と具体的品目が示されている。これらの産品、また加工品をブランド化していくためには、より具体的な取り組みが必要と考えることから以下伺う。</p> <p>(1) 食のブランド化の定義を設定しているか。</p> <p>(2) 具体的にどのような商品、メニューをプロモーションしてゆくのか構想は出来ているのか、あるいはこれから具体策が示されるのか。</p> <p>(3) 食のブランド化には期待が大きい割に予算措置が少ないと感じている。食のブランド化関係として報償費の6万円で十分か。</p>
6 番	山崎剛	1. 大河原公園多目的グラウンドの使用について	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためグラウンド使用の自粛要請で町民の人たちがスポーツを通じて汗をかくこともままならない。</p> <p>いつまでこの状況が続くのか不安が募る中で、今年4月の多目的グラウンドの使用予約表を参照すると、毎週土・日曜日の午前9時から午後5時ごろにかけて、シニア(中学1年生から3年生で構成される硬式球を使用した野球クラブチーム)町外からの予約が見受けられるようになった。</p> <p>このことを踏まえた上での疑問点を伺う。</p> <p>(1) 多目的グラウンドは、公園と称されていることから、その周辺を散歩がてら遊びに来る人も結構いる中で硬式球を使用した練習を行っているの</p>



No.	質問者	質問事項	質問の要旨
6 番	山崎 剛	1. 大河原公園多目的グラウンドの使用について	<p>か。硬式球は軟式球とは違い危険度が高いことを承知の上でのグラウンド使用許可を出しているのか伺う。</p> <p>(2) 予約を取る場合は総合体育館内事務室においてアカデミーの職員が行っていると思うが、公園では硬式球の使用は禁止と聞いたことがあるがこの辺はどうなっているのか。 上記のことを踏まえた上で受付を行っているのか伺う。</p> <p>(3) 高校野球での練習や試合でも整備された野球場もしくは学校内に整備されてある野球スペースにおいて防護ネットやフェンス等の設置があるなかでのプレーをするなら未だしも、公園と称されている多目的グラウンドの使用許可を出すのはどうなのか伺う。</p> <p>(4) スポーツ保険等の加入は絶対条件としてクリアしているものと判断するが、グラウンドを使用しているシニアチームは何らかの事案があった場合の対応ができる責任の持てるチームなのか確認してあるのか。 何らかの事故が発生した(他人に怪我やあってはならないことであるが死亡事故)場合など、グラウンド管理者責任等も問われる重大なことである。どのような確約を取り交わしているのか伺う。</p> <p>(5) 今後もシニアチームがグラウンド使用を続けていくのであれば周辺の環境整備の対策も必要となってくると思うが、危険度を最小限に抑えるべく、例えば大河原中学校グラウンドに広範囲に設置されている防護ネット等の整備も必要と思われるが、対応を伺う。</p> <p>(6) 多目的グラウンドの使用・利用について(時間についても)町内・町外の優先順位と料金。 新型コロナウイルス感染症対策でのグラウンド・施設の実施計画策定を町民に今後の情報提供の考えを示してほしい。</p>
7 番	佐久間 克明	1. 民間との協定の締結と今後について	<p>このほど大河原町防災会議より、「大河原町地域防災計画 令和4年3月」が議員にも配布された。また、これまでも町内法人、団体より町と協定を結びたい旨の話をいただき、総務課に相談や紹介してきた経緯もあり、以下伺う。</p> <p>(1) 以前紹介した町内自動車整備会社からの「災害時における車両等障害物除去に関する協定書」を結びたいとの件。また、宮城キッチンカー協会からの「災害時炊き出し等協定書」を結びたいとの件。同協会「まちづくり活性化連携協定」のようなものを結びたい件の進捗を確認したい。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
7番	佐久間克明	1. 民間との協定の締結と今後について	<p>(2) 配布された「大河原町地域防災計画 令和4年3月」の73ページ「12節 相互応援体制の整備」の中で1から7まで記載があるが、今後どのような分野、想定の下に協定を締結していくのか。また、「2 訓練及び情報交換の実施」の記載があるが、平常時も定期的に情報交換は行っているのか伺う。</p> <p>(3) 担当課は異なるが、本町は初のクラウドファンディングを完遂しMTBパークを供用開始した。クラウドファンディング、MTBパークの運営など民間の力を活用しようとする取り組みが本格化したと受け止めており、とても期待している。今後もこのように、民間と連携して進めることはとても大切だと考える。どのような場面で官民連携が図れると考えているか。</p>
		2. 「ミズベリング」の取り組み	<p>国土交通省も推奨している「ミズベリング」という取り組みがある。</p> <p>ミズベリングとは、まだまだ十分に活用されていない日本の水辺。新しい水辺活用の可能性を切り開くための官民一体の協働プロジェクトです。語源は「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」。水辺に興味を持つ市民や企業、行政が三位一体・ひとつの輪となり、持続可能な水辺の未来に向けて改革していく意味が込められている。水辺を愛する人が主体的にかかわり、水辺とまちが一体となった景観、にぎわい、新しい水辺と社会の関係を生み出すムーブメントを次々に起こしていくもの。</p> <p>代表的なものとして毎年7月7日に全国一斉「水辺で乾杯」事業がある。</p> <p>(1) 本町にも企業の他に商工会、観光物産協会などの団体もある。参画する相手があることだが本町においてもこの取り組みに賛同し後押ししてはどうか。</p>
8番	丸山勝利	1. 文化財の保護と利活用について	<p>文化財の保護と活用については、平成29年6月にも一般質問しておりますが、大河原中学校脇にあった文化財の収蔵室が解体され、収蔵品が鷺沼の旧衛生センターに移動されてしまい収蔵品を簡単にはみることができない状況にあります。</p> <p>また、埋蔵文化財や有形文化財、文化財的価値の高い建物などは、ある程度維持管理をしないと文化財的な価値が失われる恐れがあります。古来より人々が大切に受け継いできた文化財を我々の無関心により、その価値を失うことはあってはならないことではないでしょうか。この大河原町に、古来より人々が住み、生活をし、往来があり、交流していたことがうかがえる多くの文化財が大切に伝えられ、伝承され、残されてきました。人々により大切に伝えられた文化財や伝統芸能、人々の生活などの痕跡</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
8 番	丸山勝利	1. 文化財の保護と利活用について	<p>などを、今後も大切に次世代に残さなければならないと思われま。</p> <p>大切な文化財が失われないためにも以下伺います。</p> <p>(1) 収蔵室に収蔵されていた収蔵品の活用状況と今後の利活用は。</p> <p>(2) 奥州合戦において藤原国衡が戦死した金ヶ瀬地区の馬取田や次の大将の照井太郎の愛馬の馬頭観音があるが、もっと詳しい看板の設置や観光案内などしてはどうか。</p> <p>(3) 収蔵室の建設計画は。</p> <p>(4) 学芸員の採用予定は。</p> <p>(5) 民間団体の佐藤屋プロジェクトにより中央公民館の隣の旧佐藤屋で屋敷を活用して屋敷の開放と展示を行っているが、支援体制は。</p> <p>(6) 文化財保護委員会ではどのような事案が話し合われ、保護に活かされてきたか。</p> <p>(7) 町の無形文化財の指定を受けている堤神楽と小山田やすとこの保護と支援体制は。</p>
9 番	大沼常次	1. 教育活動を充実させるために長期休業日を短縮するための検討について	<p>公立の小・中学校の年間授業時数は学校教育法施行規則及び学習指導要領によって定められている。中学校においては、年間の「標準授業時数」は 1015 時間となっており、週当たり 29 時間となっている。これは週のタイムテーブルに置き換えると、週 5 日の授業日のうち 4 日が 6 時間授業となっているのが通例である。</p> <p>学校には様々な特性や個性を持った児童生徒が学んでいる。その集団生活の中で発生するトラブル、や問題行動、さらには家庭環境等が主因と思われる問題を抱えた児童生徒もいる。</p> <p>それらの問題や悩み等を抱えた児童生徒の話聞く場や集団生活上のトラブルを解決する機会は主に放課後に行われることが多い。しかし、時間が足りない。中学校の場合、6 校時の授業が終わると清掃の時間があり、そして帰りの会、そして部活と。学校の下校時刻の制限もあり、ましてや冬期間の下校時間が 16 時 30 分という場合、放課後の時間は 15 分程度で満足に部活動の時間も確保できない。当然のことながら、話を聞きたい、話をしたい生徒との時間も満足に確保できない。</p> <p>この現状を解決する手段の一つとして、週の時間割で 6 校時の日は無くし、それで空かした時間で、課題を持った児童生徒との対応、学級経営や委員会活動、そして部活動に生徒及び教員がゆとりをもって励むことができる。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
9番	大沼常次	<p>1. 教育活動を充実させるために長期休業日を短縮するための検討について</p> <p>2. 町内の学校教職員に身分証明書発行の検討について</p>	<p>6校時の授業を削減することによって生じる年間授業時数については、計算上、夏休み等の長期休業日を1週間程度削減することにより補填できるものと思われる。</p> <p>については、この提案について教育委員会の見解を問う。</p> <p>(1) 現行の学校（特に中学校）の週のほとんどが6校時までであるタイムテーブルによって、児童生徒及び教員の教育活動が大変窮屈になっている現状をどのように捉えているか。</p> <p>(2) 放課後の教育活動を充実させるための時間を確保するために、6校時目の授業を削減する。その補填措置として長期休業日を1週間程度削減する。このような提案を教育委員会として検討する余地はあるか。</p> <p>町内の小・中学校に勤務している教員（県費負担教職員）の任命権及び人事、懲戒権は県教育委員会に属しているが、服務監督権は町教育委員会にある。</p> <p>さらには上記教員の給与は1/3が国、2/3を県が負担しており、任命派遣されている自治体は一切負担していない。</p> <p>このように教員を取り巻く様々な権限が複雑になっており、教員の身分については、時として曖昧にされてきた経緯があった。</p> <p>しかし、教員の身分を証明する主体は地教委にあるという考え方が定着し、多くの地教委が学校職員の服務規定の中で身分証明書の交付を義務付け、職員はそれを携帯しなければならないとされている。</p> <p>学校教職員の異動期間は教諭で4～6年、管理職に至っては2～3年で異動することが一般的である。定期的に人事異動があることによって、次のような指摘がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に人事異動があるため勤務地や勤務校に対する愛着が薄い。</li> <li>・人事権のある県教委ばかり見ていて市町村教委を軽視している。</li> <li>・どうせ数年で異動するのだからと問題を先送りする体質がある。</li> </ul> <p>大河原町の小・中学校に配属希望をした、しないに関わらず赴任した教職員に大河原町職員としての「帰属意識」を強く持ってもらうための一つの手段として、町職員同様、学校職員に対しても身分証明書の交付をすべきと考える。</p> <p>(1) 町教委が町内小・中学校の職員に対して身分証明書の交付に対して教育長はどのような認識を持っているか。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
9番	大沼常次	2. 町内の学校教職員に身分証明書発行の検討について	(2) このことについて、町教育委員会議において検討された経緯はあるか。
		3. 学校外における行き過ぎたスポーツ活動の実態について	<p>2018年にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を示し、それを受けて県教委も「部活動での指導ガイドライン」を策定した。</p> <p>この中で、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。と示されている。</p> <p>このような部活動の在り方のガイドラインの策定は、教員の過重労働を減らし、教員の働き方改革に資する取り組みである。</p> <p>しかし一方で、平日の部活動がない日に部活動の「親の会」または「〇〇クラブ」と称した団体により、学校の体育施設で夜間練習しており、同様に土曜日、日曜日においても、学校での部活動が終了した後で、夜間に再び練習している実態が一部散見される。</p> <p>この背景には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での部活動時間が十分確保されていない。</li> <li>・顧問教師が担当する競技種目の指導経験が不足していて、十分な指導が受けられない。</li> <li>・生徒（部員）自身が上手になりたい、強くなりたい、勝ちたいという願望がある。</li> </ul> <p>夜間練習では、外部指導者から専門的なコーチを受けていると思われるが、一週間、休みなく活動をしていたというケースも聞いている。</p> <p>そういった生徒の親から「子どもは、月曜日は疲れている様子で元気がない。夜練を休ませればいいのだろうけど、他のみんなに迷惑がかかるから」と悩みを吐露された。</p> <p>このような実態について、町教育委員会としての認識を問う。</p> <p>(1) 上記のような実態について、どのように把握しているか。</p> <p>(2) このような実態を今後も放置していいのか、それとも改善する方策を検討するのか。</p> <p>(3) 町内の小・中学校児童生徒を対象にスポーツ指導をしている指導者（外部指導者）等への講習、研修の必要性があると思われるが、その計画と実施の必要性についてどのように考えているか。</p>
10番	中村 淳	1. 白石川左岸遊歩道等の整備について	先日、日本初の河川敷 MTB コースとして S▶PARK（スパーク）が OPEN しました。その後、週末になると家族連れ等で結構賑わっているようで大変うれし

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
10 番	中 村 淳	1. 白石川左岸遊歩道等の整備について	<p>く思っています。今後益々右岸の整備は進んで行くものと思います。</p> <p>それと比較するものではありませんが、白石川左岸の既存の遊歩道を含めた施設の整備について質問します。</p> <p>(1) 散歩する高齢者の方々から伺った話ですが、さくら大橋から上流部分に於いて、ベンチの設置数が少なく、通して散歩してみたいが、難しい状態にあるとのこと。実際に確認してみると既存のベンチがさくら大橋下流部に比べ極端に少ない様です。</p> <p>ベンチの増設及び東屋の設置の考えはないか。</p> <p>(2) 常設のトイレについて、左岸遊歩道唯一のトイレですが、現状に於いて和式トイレになっています。小学生等子ども達に於いては、家庭での洋式トイレの普及率の高さから、学校でも和式で用を足せない子どもが大半だと聞いています。衛生面で和式を推す声もありますが、洋式トイレの設置の考えはないか。</p>
		2. 行政区再編について	<p>議会に於いて、平成 28 年 6 月に人口変動、コミュニティ・行政区運営の面から、平成 29 年 3 月に防災の面から、6 月に公共施設の面から、平成 31 年 3 月に世帯数格差の面から、令和元年 12 月に防災体制の格差の面から、令和 2 年 12 月に選挙の投票率の面から、令和 3 年 3 月に行政区の在り方からなど、近年でも度々質問にあがっている行政区の再編について改めて質問します。</p> <p>(1) 過去の答弁では、見直しを図りたいとあったが、現時点では、どのような検討がされて、どの段階にあるのか。</p> <p>(2) いつ頃を目標に区割りの再編を行う考えか。</p> <p>(3) 当然、町立小・中学校の学区の再編を伴うことになるが、通学距離を優先的に考慮できないか。</p>